⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who:

① do not come under Article 4 and 5 of the Japan Mint Contract Procedure Rules.

② have obtained Grade A from the Ministry of Finance Japan (all ministries／agencies) or Japan Mint in the category of "Offer of service, etc." in the qualification for participating in tendering procedures for the fiscal years of 2022, 2023 and 2024.

③ are not being recognized as an unsuitable one to make a contract with, due to the violation of the contract with Japan Mint including its branches in the past.

④ have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency.

⑺ Time-limit for tender: January 22, 2024 at 5:00 p.m.

⑻ Contact point for this notice: OCHI Ayato, Contract Unit, Accounts Division, General Affairs Department, Japan Mint, 1―1―79 Temma Kita-ku, Osaka-shi 530―0043 Japan TEL 06―6351―5463

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年10月30日

独立行政法人造幣局理事　佐藤　雄作

◎調達機関番号　561　◎所在地番号　27

○造大第58号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　会計システム保守支援業務　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　履行期間　令和７年１月１日から令和９年６月30日まで

⑸　履行場所　造幣局指定場所

⑹　今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期　なし

⑺　入札方法　入札者は、下記の㈠及び㈡の合計額を入札書に記載するものとする。㈠消費税が課税となるものについては、入札者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額　㈡消費税が非課税又は不課税となるものについては、見積もった価格

2　競争参加資格

⑴　造幣局契約事務規程第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　令和４・５・６年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）又は、令和４・５・６年度独立行政法人造幣局競争参加資格において業種区分が「役務の提供等」で「A」に格付けされている者であること。

⑶　造幣局と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

⑷　各省各庁から指名停止等を受けていない者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書及び提出書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒530―0043 大阪市北区天満１―１―79

独立行政法人造幣局　総務部経理課　契約担当　坂本　真美　電話06―6351―5463

⑵　入札説明書の交付方法　随時交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所　上記場所で随時行う。

⑷　入札書及び提出書類の受領期限　令和６年１月22日17時00分　ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。

⑸　開札の日時及び場所　令和６年１月23日14時30分　造幣局経理課会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札の保証及び契約の保証　免除

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　落札者の決定方法　造幣局契約事務規程第７条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって、評価手順書で指定する性能、製造計画等の要件のうち、必須とした項目についての基準をすべて満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑹　手続きにおける交渉の有無　無

⑺　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of procurement: SATO Yusaku, Executive Director, Japan Mint

⑵　Classification of the products to be procured: 71, 27

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased: System maintenance services for accounting system 1 set

⑷　Fulfillment period: From January 1, 2025 through June 30, 2027

⑸　Fulfillment place: The places specified by Japan Mint

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who:

① do not come under Article 4 and 5 of the Japan Mint Contract Procedure Rules.

② have obtained Grade A from the Ministry of Finance Japan (all ministries／agencies) or Japan Mint in the category of "Offer of service, etc." in the qualification for participating in tendering procedures for the fiscal years of 2022, 2023 and 2024.

③ are not being recognized as an unsuitable one to make a contract with, due to the violation of the contract with Japan Mint including its branches in the past.

④ have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency.

⑺ Time-limit for tender: January 22, 2024 at 5:00 p.m.

⑻ Contact point for this notice: SAKAMOTO Mami, Contract Unit, Accounts Division, General Affairs Department, Japan Mint, 1―1―79 Temma Kita-ku, Osaka-shi 530―0043 Japan TEL 06―6351―5463

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年10月30日

国立研究開発法人理化学研究所

契約業務部長　星野　　聡

◎調達機関番号　814　◎所在地番号　11

○2023第134号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　購入等件名及び数量　高速・高解像　倒立蛍光イメージングシステム　一式

⑶　調達案件の特質等　入札説明書及び仕様書のとおり。

⑷　納入期限　令和６年３月29日

⑸　納入場所　国立研究開発法人理化学研究所

⑹　入札方法　入札金額を記載した書類及び提案に係る性能、機能等を記載した書類（以下「入札書」という。）をもって申し込むこと。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　国立研究開発法人理化学研究所契約事務取扱細則第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　国立研究開発法人理化学研究所競争契約参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）のいずれかにおいて2023年度に「物品の製造」又は「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

⑶　調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。